

【鋸南町ケアマネジメントに関する基本方針】 令和7年4月1日作成
鋸南町ではケアマネジメントの実施にあたって、「基本方針」及び「基本取扱方針」を以下のとおり条例の中に定めております。こうした基本方針等の内容を踏まえケアマネジメントを実施していただきますようお願いいたします。

1. 居宅介護支援について

(1) 居宅介護支援に関する基本方針について

本町では、「鋸南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の第4条、第15条に基づき居宅介護支援に関する基本方針を以下のとおり決めました。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することがないように、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する基本方針について

本町では、「鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条

例」の第4条、第32条に基づき介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を以下のとおり定めました。

(基本方針)

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託に係る指針

本町では、「鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の第15条に基づき介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を以下のとおり定めました。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の23第3項の規定に

より指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1節基本方針、第3節運営に関する基準及び第4節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(3) 介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインでの類型

訪問型サービス(従前の訪問介護相当) 通所型サービス(従前の通所介護相当)	→介護予防ケアマネジメント A
通所型サービス A(ミニデイサービス) 訪問型サービス C(短期集中予防サービス) 通所型サービス C(短期集中予防サービス)	→介護予防ケアマネジメント B
訪問型サービス B(ちょこボラ)	→介護予防ケアマネジメント C

3. 地域包括支援センターでの相談事例の終結条件について

相談事例の終結条件

- (1) 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- (2) センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合
- (3) 後見人が選任された場合
- (4) 虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合